

一般社団法人エコティかわね定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人エコティかわねと称する。

(目的)

第2条 当法人は、地域の活性化に寄与していくことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の自然、歴史、文化等を活かした体験型ツーリズム等の企画・運営
- (2) 南アルプスユネスコエコパーク理念の普及啓発活動
- (3) 環境学習等の推進
- (4) ガイド等の育成
- (5) 各種関係団体、地域産業等や地域住民との連携活動
- (6) その他前各号に附帯又は関連する業務

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を静岡県榛原郡川根本町に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、事務所の掲示場に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社したものを社員とする。

- 2 法人成立後社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし又は社員として義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、1週間前までに社員に対して発する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 2名以上4名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された

者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基金

(基金の拠出等)

第26条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 原則として拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しないものとするが、拠出者にやむを得ない事情がある場合には、この限りではないものとする。

3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第28条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第29条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不配分)

第30条 当法人は、剰余金の分配は行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第31条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第32条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第33条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第34条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第35条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事 芦沢 哲哉、柳原由実子

設立時代表理事 芦沢 哲哉

設立時監事 澤本 等

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第36条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

静岡県榛原郡川根本町 芦沢 哲哉

静岡県榛原郡川根本町 澤本 等

静岡県榛原郡川根本町 中澤 莊也

静岡県榛原郡川根本町 柳原由実子

静岡県榛原郡川根本町 奥野 雅海

(定款に定めのない事項)

第37条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人エコティかわね設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成28年 3月20日

設立時社員 芦沢 哲哉 ⑩

設立時社員 澤本 等 ⑩

設立時社員 中澤 莊也 ⑩

設立時社員 柳原由実子 ⑩

設立時社員 奥野 雅海 ⑩